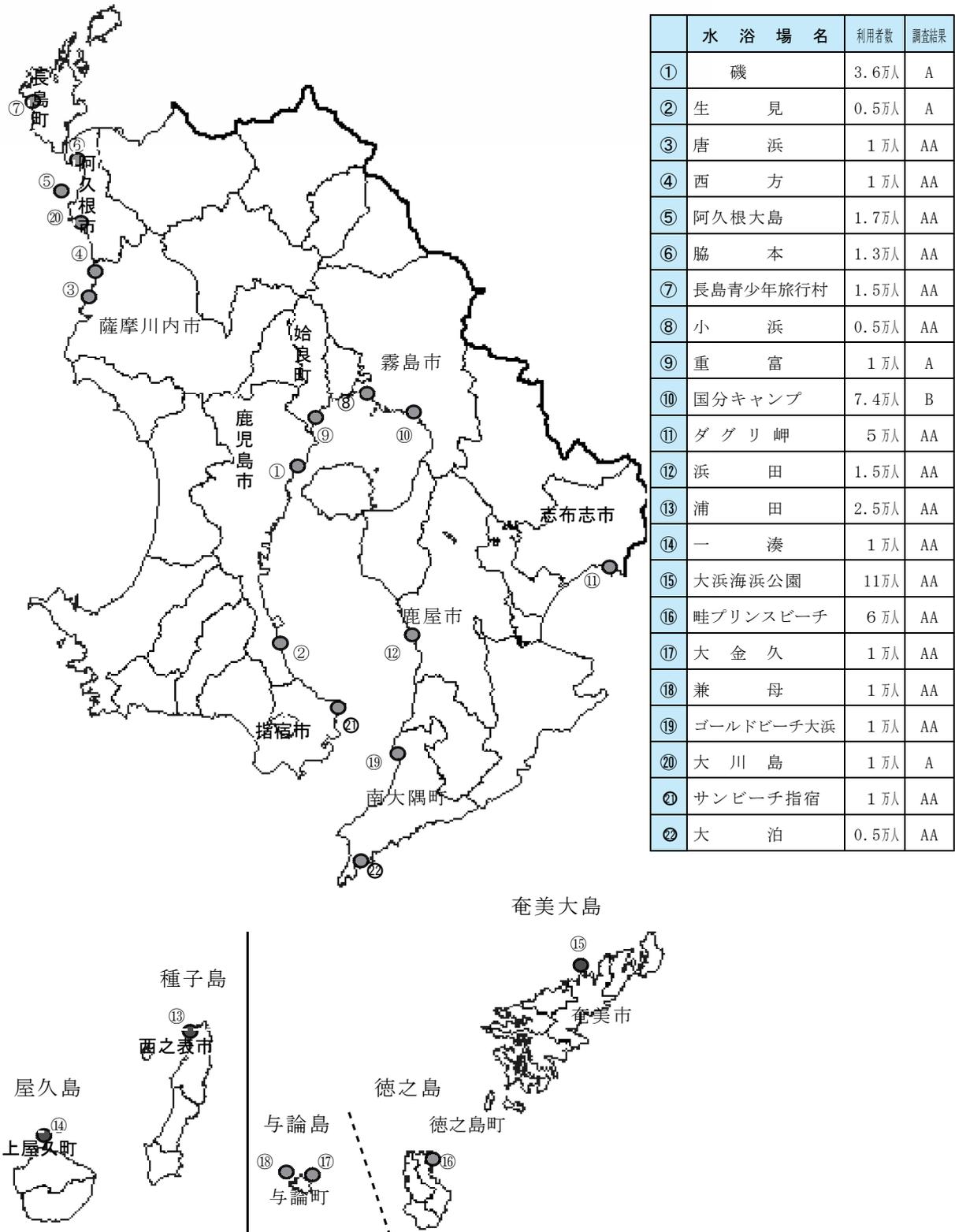


图 1-12 海水浴場調査位置図



(6) 土壌汚染

土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法が平成15年2月15日に施行されたことを受け、同法に基づく審査、指導等を行っています。

なお、平成19年3月末現在、指定区域の指定はありません。(資料編7-(1),(2))

土壌汚染対策法の概要

○ 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

○ 仕組み

調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県等が認めるとき（法第4条）

↓ 土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）

調査・報告 指定調査機関が調査

↓ 〈土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合〉

指定区域の指定

都道府県知事が指定・公示する（法第5条）とともに
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

【土地の形質の変更の制限】（法第9条）

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

↓ 〈汚染土壌による健康被害が生じるおそれがあると認めるとき〉

【汚染の除去等の措置】（法第7条）

都道府県知事が土地の所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置の実施を命令

汚染の除去が行われた場合は、指定区域の指定を解除（法第5条）

2 対 策

(1) 公共用水域及び地下水の常時監視

県では、水質汚濁防止法第15条の規定により、県内の公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視しています。

測定は、法第16条の規定により知事が作成した測定計画に基づき、県、国及び鹿児島市等が、環境基準項目を中心に要監視項目や栄養塩類など水域特性等を勘案した項目について、毎年計画的に幅広く水質状況を監視測定しています。

平成19年度の公共用水域及び地下水の測定計画は表1-41、42のとおりです。

(資料編2-(2))

表1-41 平成19年度公共用水域水質測定計画

調査機関	区分	地点数		項目数				備考
				生活環境	健康	要監視	その他	
鹿児島県	河川	基準点	34	1,232	208		687	下記以外の 県内公共用水域
		監視点	1					
		調査点	15					
	湖沼	基準点	6	1,008			674	
監視点		6						
海城	基準点	62	2,338	254		1,446		
	監視点	16						
小計	基準点	102	4,578	462		2,807		
	監視点	23						
	調査点	15						
国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所	河川	基準点	3	502	119	23	344	川内川水系 河川
		監視点	3					
		調査点	1					
国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	河川	基準点	3	488	141	23	466	肝属川水系 河川
		監視点	2					
		調査点	3					
国土交通省 九州地方整備局 鶴田ダム管理所	湖沼	基準点	2	584	104		408	鶴田ダム貯 水池
鹿児島市	河川	基準点	9	1,276	508		1,258	鹿児島市内 河川
		監視点	8					
		調査点						
鹿屋市	河川	基準点		960	192		768	肝属川水系 河川
		監視点						
		調査点	16					
計			119	8,388	1,526	46	6,051	
			36					
			35					

表 1-42 平成19年度地下水の水質測定計画（項目数）

調査機関	調査の区分	地点数 (井戸数)	環境基準項目検体数
鹿児島県	概況調査	37	398
	汚染井戸周辺地区調査	5	80
	定期モニタリング調査	40	71
	小計	82	549
鹿児島市	概況調査	40	525
	汚染井戸周辺地区調査	5	90
	定期モニタリング調査	40	836
	小計	85	1,451
薩摩川内市	定期モニタリング調査	10	60
	小計	10	60
国土交通省	定期モニタリング調査	9	78
	小計	9	78
計	概況調査	77	923
	汚染井戸周辺地区調査	10	170
	定期モニタリング調査	99	1,045
合	計	186	2,138

(2) 工場・事業場の排水規制

① 排水基準

公共用水域の水質保全を図るため、水質汚濁防止法により、排水量 50m^3 /日以上の特
定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準が設定されて
います。（資料編 2-(3)）

また、自然的、社会的条件から全国一律の排水基準では環境基準を達成維持するこ
とが困難な水域においては、都道府県条例で一律排水基準より厳しい排水基準を定めるこ
とができます。

本県においては、川内川上流水域、川内川中・下流水域、鹿児島市内水域（稲荷川・
甲突川・新川・脇田川・永田川・和田川）、米之津川水域、大淀川水域、志布志湾流入
水域（肝属川・田原川・菱田川・安楽川・前川）、万之瀬川水域及び鹿児島湾水域の 8
水域に上乘せ排水基準を設定しています。（資料編 2-(4)）

② 特定施設の届出状況

公共用水域に排水を排出しようとする工場・事業場で、水質汚濁防止法又は県公害
防止条例に基づく特定施設を設置しようとする者は、同法又は県条例の規定により届出
をしなければなりません。

平成19年 3月31日現在の水質汚濁防止法に基づく届出状況は、表 1-43のとおりで
（鹿児島市を除く）、届出総数は4,707件、そのうち生活環境項目の排出基準が適用され
る特定事業場（排水量が 50m^3 /日以上、一部上乘せ排水基準適用水域は 30m^3 /日
以上）は、836事業場です。

業種別では、畜産業1,273件（27.0%）が最も多く、次いで旅館業547件（11.6%）、
水産食料品製造業413件（8.8%）で、これらの業種で全体の47.4%を占めています。

また、平成19年 3月31日現在の県公害防止条例に基づく届出状況は表 1-44のとおりです。

表1-43 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(平成19年3月末現在)

業種	特定 事業場数	排水基準適用事業場数※	
		30～50m ³ /日	50m ³ /日以上
鉱業	4		4
畜産業	1,273	33	87
畜産食料品製造業	89	4	30
水産食料品製造業	413		20
保存食料品製造業	80	4	29
みそ・しょうゆ等製造業	54		3
砂糖製造業	12		7
パン・製あん等製造業	22		2
米菓等製造業	2		
飲料製造業	185	3	36
動物系飼料製造業	22	2	3
動物系油脂製造業	19		3
イースト製造業	1		
でん粉製造業	54		50
めん類製造業	53		1
豆腐製造業	167		2
冷凍調理食品製造業	13	1	8
紡績業・繊維製品加工業	58		4
一般製材業	5	1	
木材薬品処理業	9		
パルプ・紙・加工品製造業	1		1
新聞・出版・印刷業	17	1	
発酵工業	3		3
石けん製造業	2		
香料製造業	1		
天然樹脂製品製造業	1		
有機化学工業製品製造業	1		
更正タイヤ製造業	2		
皮革製造業	7		
ガラス・ガラス製品製造業	1		
セメント製品製造業	131	2	1
生コンクリート製造業	132		23
有機質砂かべ材製造業	1		
窯業原料の精製業	7		3
砕石業	33		1
砂利採取業	23		9
鉄鋼業	1		
非鉄金属製造業	3		1
金属製品・機械器具製造業	1		
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	3		
酸又はアルカリによる表面処理施設	49	2	10
電気めっき施設	10	2	5
旅館業	547	10	104
共同調理場等	19	4	2
弁当仕出屋又は弁当製造業(360m ² 以上)	5		1
飲食店(420m ² 以上)	7	1	3
洗たく業	348	1	10
写真現像業	90	1	
病院	11		9
と畜業	29		12
地方卸売市場	1		
自動車分解整備業	3		
自動式車両洗浄施設	231		
試験研究機関	99	6	12
一般廃棄物処理施設	36		2
産業廃棄物処理施設	6		1
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	19		
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	1		
し尿処理施設	228	9	207
下水道終末処理施設	20		20
特定事業場からの排出水の処理施設	42	8	12
計	4,707	95	741

※生活環境項目(pH, BOD, SS等)が適用される事業場